

令和3年8月

京都地方税機構議会定例会会議録

# 令和3年8月 京都地方税機構議会定例会会議録目次

会期1日間（令和3年8月11日）

1	出席議員氏名	3
1	欠席議員氏名	4
1	議事日程（第1号）	4
○	松本臨時議長開会宣告	4
1	議員異動報告	4
1	議席の一部変更並びに議席の指定	5
1	議長選挙の件	5
○	荒巻議長就任挨拶	5
1	議事日程（第2号）	6
1	会議録署名議員の指名	7
1	会期決定の件	7
1	副議長選挙の件	7
○	河原副議長就任挨拶	7
1	第2号議案	8
1	第2号議案、同意	8
1	第1号議案	9
○	山崎広域連合長の提案理由説明	9
1	一般質問	
○	乾秀子議員の質問並びに山崎広域連合長及び山崎事務局長の答弁	9
○	山崎匡議員の質問並びに窪喜業務課長及び山崎事務局長の答弁	12
○	光永敦彦議員の質問並びに山崎事務局長の答弁	20
1	第1号議案（質疑・討論・採決）	
○	山田千枝子議員の討論	28
○	山中一成議員の討論	30
1	第1号議案、認定	31
1	選挙管理委員及び補充員の選挙の件	31
○	荒巻議長閉会宣告	32

○ 上 程 議 案

議案番号	件 名	議 決 結 果
1	議長選挙の件 (荒巻隆三君 当選)	—
1	副議長選挙の件 (河原末彦君 当選)	—
1	選挙管理委員及び補充員の選挙の件 (選挙管理委員 坪内正一君、荘司泰男君、松岡保君、角替豊君 当選) (選挙管理委員補充員 多賀久雄君、河合良治君、中島則明君、大里茂美君 当選)	—
第1号	令和2年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件	認 定
第2号	監査委員の選任について同意を求める件	同 意



○欠席議員（1名）

中 坊 陽 君

---

○議会事務局

議会事務局長

渡 邊 信

---

議事日程（第1号）令和3年8月11日（水）午後2時00分開議

- 第1 諸報告
- 第2 議席の一部変更並びに議席指定の件
- 第3 議長選挙の件

以 上

---

○**議会事務局長（渡邊信君）** 本日招集されました令和3年8月京都地方税機構議会定例会は、前議長及び前副議長の機構議員辞職後、最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が議長の職務を行うこととされております。出席議員中、年長議員は松本俊清議員でございますので、御紹介を申し上げます。

○**臨時議長（松本俊清君）** ただいま御紹介いただきました松本俊清でございます。

本日招集されました8月定例会に当たり、地方自治法第107条の規定により、僭越ながら、年長議員のゆえをもちまして、私が臨時議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

これより令和3年8月京都地方税機構議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。日程に入ります。日程第1「諸報告」。

まず、議員の異動報告を行います。塩井幹雄君の議員任期満了に伴い、精華町議会から森田喜久君が選出されましたので、御報告いたします。また、秋田公司君、兎本和久君、尾嶋厚美君、中村麻伊子君、小松原一哉君、横須賀生也君、菊川和滋君、福井平和君、樋口房次君、井上武津男君から、一身上の都合により、機構議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、これを許可しました。

新たな選出議員として、京都府議会から池田正義君、同じく、園崎弘道君、福知山市議会から足立治之君、宇治市議会から鈴木崇義君、亀岡市議会から福井英昭君、城陽市議会から

乾秀子君、八幡市議会から小川直人君、京田辺市議会から向川弘君、木津川市議会から山本和延君、久御山町議会から中野ますみ君、和東町議会から藤井清隆君が選出されましたので、御報告いたします。

---

○臨時議長（松本俊清君） 次に、日程第2「議席一部変更並びに議席指定の件」を議題といたします。

今回選出されました森田喜久君ほか12名の議員の議席指定に関連し、議席の一部を変更する必要が生じたので、別紙手元に配付の議席表のとおり、一部変更並びに指定をいたしたいと思います。

---

○臨時議長（松本俊清君） 次に、日程第3「議長選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選により行いたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○臨時議長（松本俊清君） 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

お諮りします。指名の方法については、私から指名することにいたしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○臨時議長（松本俊清君） 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、議長に荒巻隆三君を指名いたします。

お諮りします。ただいま私から指名いたしました荒巻隆三君を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○臨時議長（松本俊清君） 御異議なしと認めます。

よって、荒巻隆三君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました荒巻隆三君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

荒巻隆三君から御挨拶の申し出がございますので、これを許可します。荒巻隆三君。

〔議長荒巻隆三君登壇〕

○議長（荒巻隆三君） ただいま皆様方から御推挙を賜り、議長に選出いただきました荒巻隆三でございます。

新型コロナウイルスの感染が急拡大し、収束の先行きが不透明な状況の中ではございますが、税務行政の公平・公正さを確保していくため、当機構の議長として円滑な議会運営に努めてまいり所存でございます。議員の皆様、また山崎連合長はじめ理事者の皆様方には、格別なるお力添え、御協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、就任の御挨拶に代えさせていただきます。どうぞ皆様、よろしくお願ひいたします。（拍手）

○臨時議長（松本俊清君） 荒巻議長、議長席にお願いします。

どうも御協力、ありがとうございました。(拍手)

〔臨時議長松本俊清君議長席を退く〕

〔議長荒巻隆三君議長席に着く〕

---

○地方自治法第121条の規定による出席要求理事者

広域連合長	山崎善也
副広域連合長	奥田敏晴
副広域連合長	山添藤真
副広域連合長	古川博規
事務局長	山崎隆一
事務局次長兼総務課長兼会計管理者	東ひろみ
事務局業務課長	窪喜健二
事務局法人税務課長	吉村安代
事務局業務課参事	谷垣薫
事務局業務課参事	森田嘉彦
事務局法人税務課参事	入江浩二

---

議事日程（第2号）令和3年8月11日（水）午後2時10分開議

- 第1 諸報告
- 第2 会議録署名議員指名の件
- 第3 会期決定の件
- 第4 副議長選挙の件
- 第5 第2号議案
- 第6 第1号議案（広域連合長説明）
- 第7 一般質問
- 第8 第1号議案（質疑・討論・採決）
- 第9 選挙管理委員及び補充員の選挙の件

以上

---

○議長（荒巻隆三君） これより議事日程第2号により議事を進行いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（荒巻隆三君） 御異議なしと認め、さように決定いたします。

日程第1「諸報告」。

監査委員から例月出納検査の結果報告6件が提出され、その写しをお手元に配付しておきましたので、御覧おき願います。

次に、出席要求理事者の報告であります、当局へ要求し、その写しをお手元に配付しておきましたので、御覧おき願います。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第100条の規定により、私から福井英昭君及び山内実貴子君を指名いたします。

以上の御両君にお差し支えのある場合には、次の号数の議席の方をお願いをいたします。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第3「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いをします。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（荒巻隆三君） 御異議なしと認め、さように決定いたします。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第4「副議長選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選により行いたいと思いをします。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（荒巻隆三君） 御異議なしと認め、さように決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については、私から指名することにいたしたいと思いをします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（荒巻隆三君） 御異議なしと認め、さように決定いたします。

それでは、副議長に河原末彦君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま私から指名いたしました河原末彦君を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（荒巻隆三君） 御異議なしと認めます。

よって、河原末彦君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました河原末彦君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

ここで河原末彦君から御挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

河原末彦君。



〔副議長河原末彦君登壇〕

○副議長（河原末彦君） ただいま副議長に御推選いただき、当選させていただきました宮津市議会選出の河原末彦でございます。よろしくお願いいたします。

もとより浅学非才の身ではありますが、荒巻議長を補佐し、地方税機構の発展に寄与してまいりたいと考えております。理事者並びに議員各位の御協力を心よりお願い申し上げ、簡単ではありますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。（拍手）

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第5、第2号議案「監査委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

議案を朗読させます。渡邊議会事務局長。

〔渡邊議会事務局長朗読〕

---

## 第2号議案

監査委員の選任について同意を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第196条第1項の規定により、下記の者を監査委員に選任することについて同意されたい。

令和3年8月11日提出

京都地方税機構

広域連合長 山崎 善也

記

瀬野 淳 郎

---

○議長（荒巻隆三君） お諮りいたします。ただいま議題となっております第2号議案については、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（荒巻隆三君） 御異議なしと認め、直ちに採決いたします。採決の方法は挙手によります。

それでは、瀬野淳郎君の監査委員選任に同意することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（荒巻隆三君） 挙手全員であります。よって、瀬野淳郎君の監査委員選任に同意することに決定いたしました。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第6「第1号議案」を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○**広域連合長（山崎善也君）** 本日ここに、令和3年8月京都地方税機構議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多忙の中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染が急拡大し、また感染力の強いデルタ株への置き換わりが進んでおりますが、当機構としましては、業務の継続を確保するため、引き続き、職場における感染予防対策をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

それでは、議題となりました第1号議案につきまして、御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算につきまして、認定を求めるものでございますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

---

○**議長（荒巻隆三君）** 次に、日程第7「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許可します。

まず、乾秀子君に発言を許可します。乾秀子君。

〔乾秀子君登壇〕

○**乾秀子君** 失礼いたします。城陽市議会選出の乾秀子でございます。私は本年5月に当機構の議員に初めて選出をされました。今回が最初の機構議会となります。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症によりこれまでにお亡くなりになりました方々に対しまして、御冥福をお祈り申し上げるとともに、現在治療中の皆様の一日も早い御回復をお祈り申し上げます。

現在、感染は急拡大し、デルタ株からの感染が進んでいる最中で、さらに厳重な警戒が必要となっております。何よりも私たち一人一人が体調管理、手指の消毒、マスク着用などの基本的な感染予防対策や、飲食時のマナーを今以上に徹底して行うことがこの事態を収束させていく上でやはり重要であり、広く皆様方の御協力をお願いしたいと思っております。

それでは、通告に基づきまして、京都地方税機構の徴収の取組について質問をさせていただきます。

機構の滞納整理の業務については、我が城陽市の市議会においても市税収入に関する質疑や、また機構の規約変更の議案審議等に当たって、その状況を理事者からお聞きしており、市役所と連携を密にした取組を進めることで、城陽市の徴収率の維持や滞納額の減少につながっております。実際に、城陽市の徴収率の推移を見ますと、機構が本格的に徴収業務を始めた平成22年度末が、現年度分と滞納繰越分を合わせた全体で92.3%であったのが、令和元年度末は97.6%と5.2ポイント上昇しております。そして、滞納繰越額は約7億円から約2億円と5億円の減少をしております。この徴収率のアップにより、どれだけ市の税収を確保できたかを推測いたしますと、令和元年度の調定額をベースとした単純な計算にはなりますが、約5億円の増収と城陽市として貴重な独自財源を確保できております。

こうした状況は我が市に限ったことではなく、他の構成団体でも同じような傾向にあると思いますが、そこでお伺いをいたします。リーマンショックの後、機構の徴収業務が開始さ

れて、既に10年以上が経過いたしました。この間、東日本大震災、度重なる豪雨による災害の発生、そして今回の新型コロナウイルス感染症の拡大といった事象が起こっていますが、こうした中で、これまでの機構の徴収業務の取組についてどのように評価をされておられますか。まずはお聞かせください。

次に、新聞報道によりますと、令和2年度の国の税収は過去最高となるも、地方税収は4年ぶりの減少と対照的な傾向となり、これは法人税収の国税と地方税との会計年度の違いからくるものではありませんが、地方税収の減少の大きな原因は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う企業実績の落ち込みとされています。こうした状況も踏まえ、機構の活動状況を見てみますと、機構発足以来伸び続けてきた収納率が令和元年度に初めて低下し、そして令和2年度はその収納率がさらに低下しています。

また、このことを裏付けるかのように、令和3年3月末現在で差押えなどの滞納処分件数は2割も減少しています。おそらくこれも感染症の影響が相当響いての結果だと想像するところではありますが、その理由と令和3年度の状況はどのようになっているのかについてもお教えください。

続きまして、新型コロナウイルス問題が発生し、収益環境が悪化することを踏まえて、納税が困難になる納税者に対しては、納期限が本年2月1日までの税について、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる、徴収猶予の特例制度が昨年4月に設けられ、各地方団体は内容を審査の上、猶予を認めています。

しかし、この感染症がいまだ収束しない中で、今後、新たに納期限を迎える税や、またこの特例猶予の適用を受けたもので、猶予期間が満了した税についても、いつきに納付することが困難となる納税者がやはりおいでになると思います。

今後、機構に移管される案件には、感染症の影響で滞納となる案件が増えるのではと考えますが、これに対して機構としてどのような対応策が取れるのか、また既に対応済みのものがあるのなら、その実績も併せてお伺いをいたします。

最後に、この先行きが見通せないコロナ禍の情勢も踏まえまして、機構として納税者等の対応や滞納整理の考え方、また実際の取組方法等について、今後変えることを検討すべきような状況となっているのかどうかについても、併せてお聞かせください。

以上、御答弁のほど、よろしく願いいたします。

○議長（荒巻隆三君） 山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○広域連合長（山崎善也君） それでは、私からは乾議員の当機構の徴収業務におけるこれまでの取組の評価と、コロナ禍を踏まえての今後の取組等のあり方の御質問について、答弁申し上げます。

当機構は、納税者の利便性向上及び公平・公正な税務行政の一層の推進を図ることを目的として設立され、徴収業務においては、滞納者の生活状況等も踏まえた丁寧な納税相談や差押え、換価、公売といった滞納整理を積極的に進めてまいりました。その結果、構成団体全体の徴収率は構成団体の納期内納付の御努力とも相まって、令和元年度は本格的に徴収の共同化を開始した平成22年度と比べ3.1ポイント増の98.5%、中でも滞納繰越分においては17.

3ポイント増と大幅に伸びました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、税収、徴収率とも下がった令和2年度と比較しても、徴収率の速報値が97.7%ですので、2.3ポイント増加しているところであります。

この徴収率の上昇分を税収に換算しますと、構成団体全体で100億円近くを確保したことになります。そして、滞納繰越額も平成23年度への繰越額170億円から令和2年度への繰越額65億円と大幅に減少しているところでございます。

加えて、納税者にとっては納税相談のワンストップ化という利便性も向上しており、当機構は法に基づく適正な納税の実現を通じて、設立目的にある役割をこれまで着実に果たしてきたものと考えております。

次に、コロナ禍を踏まえての今後の取組等のあり方ですが、納税者からすれば豪雨災害のような自然災害であれ、また納税者個々の火災、交通事故等といった不慮の事故であれ、納税に際して厳しい状況に置かれること自体に変わりはなく、これは新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によるものであっても同じであります。税の滞納整理に当たっては関係法令に基づき適正な執行が求められると同時に、納税者の個別、具体的な実情を十分に把握して行うべきものであり、当機構はこうした対応を徹底することで、納税秩序の維持向上を図ることを使命、役割としてきたところであります。この姿勢は、コロナ禍における滞納整理において変わるもの、また変えるものでもなく、今後も納税者個々の状況把握をしっかり行い、構成団体と情報共有を図りながら連携を密にし、適正な業務執行を進めていくことで、引き続き構成団体全体の税務行政の公平・公正の確保に貢献してまいりたいと考えております。

その他の質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

○議長（荒巻隆三君） 山崎事務局長。

〔事務局長山崎隆一君登壇〕

○事務局長（山崎隆一君） それでは、私から令和2年度の徴収業務の取組実績と新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難な納税者への対応策について答弁申し上げます。

令和元年度の収納率は、機構の発足以来、初めて前年度を3.7ポイント下回る51.5%となりました。これは約10億円の高額案件が移管され、その大半が未納となった特殊事情があったためであります。そして、令和2年度の収納率は、令和元年度よりもさらに0.6ポイント低下の50.9%となりました。この低下した主な要因としては、議員御指摘のとおり、コロナ禍における景気の低迷等の影響により、全国の傾向と同様、京都府の機構構成団体全体の現年調定額が減少し、加えて徴収猶予の特例制度の実施により、多くの納税が猶予されたことで、収納率が比較的高い現年度課税分の新たな移管額が減少したことや、緊急事態宣言の発出や特例猶予を受けた納税者の事情等を踏まえ、多くの換価猶予等を行ったことなどが上げられます。

なお、令和3年度についてでございますが、現時点では、まだ構成団体からの新たな滞納案件の移管が少ないという状況でございますので、動向を判断できる材料がないというところでございます。

次に、納税が困難な納税者への対応策についてでございますが、徴収猶予の特例制度終了

後の主な対応としては、既存の徴収の猶予と換価の猶予の制度があり、この中で機構では、特に換価の猶予を行い、納税に対する誠実な意思があるも、一時の納付での事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがあると認められるものにつきまして、適用をしていきます。

なお、これまでの換価の猶予の全体としての実績は、令和元年度が適用者12人に対しまして、令和2年度が新型コロナウイルス感染症の影響がございまして、132人と大きく伸びております。

ちなみに、令和3年度の6月末現在における数字といたしましては、先ほど申しましたように、新たな移管件数がまだ少ないということもございまして、22人という状況になっております。

納税者等から納付相談を受けた場合は、その置かれた状況などを丁寧にお聞きした上で、滞納事案に即した滞納整理を行うということは、機構の徴収業務基本方針に定めているところとございまして、またこのコロナ禍におきましては、各構成団体に対して徴収猶予の特例を適用した対象者へ、猶予期間の終了を周知する通知をしていただくよう依頼しておりますとともに、当機構の各地方事務所に対しましては、役職者会議等を通じまして移管案件の猶予措置の適切な対応を改めて指示しているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 乾秀子君。

○乾秀子君 御答弁ありがとうございました。地方税の滞納整理に当たっては、関係法令に基づき適正な執行が求められると同時に、滞納者の個別、具体的な実情を十分に把握しながら対応すべき、これが重要です。

今、連合長から御答弁いただきましたように、新型コロナウイルス感染症によって納税が困難となっている納税者の方々についても、これまでと同じ対応方針の中で、その置かれた状況に十分配慮しつつも、適正な業務執行を行うとのことであり、この姿勢は様々な状況にある納税者の理解を得るためには必要なことです。連合長を先頭に機構職員の皆様がこれまで懸命に取り組んでこられたから、今日の実績がございまして、引き続き、公平・公正な税務行政に誠心誠意取り組んでいただきますよう期待を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（荒巻隆三君） 次に、山崎匡君に発言を許可いたします。山崎匡君。

〔山崎匡君登壇〕

○山崎匡君 宇治市議会選出の山崎匡です。通告によって質問を行わせていただきます。

まず初めにお聞きをいたします。先ほど議員の質問にも連合長、また事務局長、お答えになっておられました納税者の納税に際しては厳しい状況など、コロナの状況も同じであると、災害などとも同じであるということで、十分にその状況を把握をして業務を進めていくことを徹底してきた、個々の状況把握、構成団体との連携を図って取り組んできたということをお答えの中で言われておられました。だが、それが果たして本当にそうなのかどうか。徴収業務に当たって丁寧な対応、相談ができていたのかどうかということについて、私は質問をさせていただきます。

これは宇治市内でありました事案ですが、国民健康保険料の滞納について、税機構の山城中部事務所から市民の方へ納付を求め、まず納付に当たって事務所に連絡をしてくださいという内容の文書が送られました。市民の方が事務所に足を運んで、コロナの影響で収入が大きく落ち込んでいること、全額の納付がすぐには難しい旨の実情が説明をされ、事務所では相談を受けた結果、分割納付を認める決定を行われました。その後、本人にもその決定通知、また納付書などを含めて送付がされたものです。

ところが、10日ほどたってから、いきなり差押通知という文書が届きました。これは事実としてあったのか、私は事実としてあったということを御本人からお聞きをしていますが、機構はそのことを把握をされているでしょうか。

また、把握をしていると言うならば、こういった状況で、このように分割納付を認めた後、すぐに差押えをするというような対応に至ったのか、御説明をお聞かせください。

○議長（荒巻隆三君） 窪喜業務課長。

〔業務課長窪喜健二君登壇〕

○業務課長（窪喜健二君） 山崎議員の御質問に答弁申し上げます。議員御案内の事案につきましては個別事例でございますので、お答えすることができません。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 山崎匡君。

○山崎匡君 個別事情でお答えいただけないということは、一定私も想定をしておりました。

では、一般にお聞きをいたしますが、過去の税機構の業務の中で、大幅な収入減、また低所得など支払いに苦慮する納税者の方について、分割納付を認めた後に差押処分を行った、特に今回の事例のように短期間でということも気になりますが、一般的な中身としてそういった事例があったのか、またその場合はどのようにそういうことを決定された事例だったのか、お答えいただけますか。

○議長（荒巻隆三君） 窪喜業務課長。

○業務課長（窪喜健二君） 山崎議員の御質問に答弁申し上げます。

個別のケースではなく一般論ということになりますが、税金は定められました期限までに納付していただくものでありまして、分割での納付は法律で定められた徴収の猶予や換価の猶予が認められた場合に可能となるものでございます。

しかし、個々の御実情を踏まえまして、例えば短期的に手持ち資金が不足している状況などがある場合におきましては、暫定的な対応といたしまして、分割での納付を認める場合がございます。

このような場合でありましても、納税者におかれまして臨時的な収入があった場合や収入の状況、支出の状況の確認におきまして新たな資力が発見されるなど、税を一括して納付していただけるようになりましてした場合におきましては、その滞納税を納付できる資力に対しまして差押えをさせていただくケースはございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 山崎匡君。

○山崎匡君 今、一定お答えをいただいた中で、新たな資産等があった場合ということで、

納税ができる環境にその方があるんじゃないかという場合には、差押えもあり得るんだというお答えだったと思います。今回の宇治市での事案についてなのですが、差押えをされたというのは納税者本人の方が契約者となっている、そして妻が被保険者の積立型の個人年金保険というものが新たに見つかったという中身でありました。なので、今の答弁とそごはないということは私も分かりました。

ただ、本人に実情をお聞きすると、全くこの保険については御本人が存在を知らなかった、掛け金も支払っていない、こういう状況でした。理由は、妻の兄、義理の兄が自分の妹のためにと備えて名義だけ妻のパートナーである納税者本人にされて、その義理の兄が掛け金を払っていた、そういう保険でありました。ですので、本人にとっては全くその資産があったことすらも分からない、こういうような状況でした。それが滞納分の全額を納付するに足りる額であったために差押えを行った、こういう状況でした。

本人が差押えの通知を受けて、また機構の事務所に相談に行き、保険がある事実を初めて知ったこと、義理の兄が行っていることで自分自身ではどうにもならないこと、コロナ以前は月40万円程度収入があったが、コロナの影響で収入が月9万円まで落ち込んでいる、こういうような状況、生活もままならない、納付が難しくなった、きっちりと誠実に対応されて御説明をされた。それで、機構事務所から差押予告通知書が届いた。下記の期日までに事務所へ御連絡いただき納付相談してください、こう記載されていたために、連絡の上の相談を行い分割納付が決定されていたという前提がありました。そして、その同じ通知書には、期限までに御連絡いただけない場合には、法の規定により給与等の調査、財産に対する差押え等の滞納処分が執行されます、こういうことも併せて記載をされていました。御本人は、だから連絡をして納付相談を行って分割納付を決めたんだと。にも関わらず、差押通知書が届いた。書かれていることと違うじゃないか、おかしいのではないですかと、こう対応を求めたが、全く機構の事務所では取り合われなかったと。分納決定をした側から差押えを行うということは、私は本来差押えするに当たっては、事前に誠実に相談をされてきた、こういう納税者ですから、あなたに新たな財産が見つかりましたと、十分に納付をする、滞納分も返納するこの資力があるのではないですか。だから、それをしてくださいということをもう一度相談をしっかりと、連絡をしてやるというのが適正な業務のあり方ではないかと思うんです。本人は資力が落ちて本当に生活が苦しい、分割納付をようやく決めてもらったと、これから少しずつ少しずつではあるけれどもしっかりと返済していくんだと、こういうことをお互いに意思確認をしたわけですよ。なのに、いきなり差押えしましたと、もう決定しましたと通知が届いたら、それは誰だってびっくりしますよ。何で一言の相談もないのか、あれだけ誠実に対応したじゃないかと、こう怒っておられました。

機構自らが送付し通知した文書の内容と異なるような対応が、ここで発生してるわけなんです。これが私は適正とは言えないと思うんですが、いかがですか。

○議長（荒巻隆三君） 窪喜業務課長。

○業務課長（窪喜健二君） 山崎議員の御質問に答弁申し上げます。

先ほども答弁させていただきましたとおり、滞納税を納付できる資力が認められた場合におきましては、分割での納付を認めた後でありましても、その資力に対しまして差押えをす

る場合がございます。税金は原則期限までに納付していただくものでありまして、納期限内に納付していただいている納税者の皆様との公平性を欠くことのないように、個別の状況を踏まえまして適正に対応しているところでございます。

なお、こうした取扱いをすることにつきましては、分割での納付を認める際には、納税者に御説明いたしまして、御承知おきをいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 山崎匡君。

○山崎匡君 今の御答弁ですと、もう事前に分割の納税を決める時には、あらかじめそういうことがあった場合には差押えする、こういうことを通知をしているから問題ないんだと、こういうことですかね。私、それは確認しておきたいと思いますが。

ただ、御本人に御確認すると、そういった説明はなくて、いきなり差押えということになったから、しかも本人は預かり知らなかった、後から分かったそういった新たな資力が出てきたということなんで、そのことも含めて丁寧に説明をされたという現状があったんで、それについては確認をしておきたいと思います。

御本人は、コロナ禍で収入が激減していること、現年分の国民健康保険料、宇治市においての国民健康保険料ですけれども、減免を申請して免除される、こういうことがもう既に行われていた。それほどに収入が落ち込んで生活が大変になっている。また、宇治市にもそのことを相談をして、税機構の対応について何とか宇治市のほうからも相談をしてくれないかと、こういうことを求めて、宇治市から機構の山城中部事務所へ連絡をされて対応を求められたということもありました。

だが、一切それについても取り合わなかった。

先ほど御答弁の中で、事務局長は徴収猶予の特例、コロナ特例ですけれども、このことがあれば換価の猶予をしてきたんだということをおっしゃっていました。徴収猶予と減免とは少し違いますが、国民健康保険については減免というのは徴収猶予よりも行政処分としては、その方の保険料をもう収入がなくて減免をするんだということを決定しているわけですから、はるかに大きな出来事です。そういったことがあったという前提はお知りおきをいただきたいと思います。

その後、機構の担当者には自身で預かりの知らない動かし難いその資力、保険について、また差押えで解約された時に及ぶ妻への精神的、身体的な影響、これは個人のごくごくプライベートな事情ですけれどもね。また、それ以外にも家族関係の悪化、この問題なども丁寧に説明をされてきた。そして、分割納付ということになったので分割納付するつもりだったけれども、差押えということであれば、ほかで借入れをしてもいいから滞納分の全額には満たなくても、その半分か、あるいは3分の1は先に納付をしていきたいんだということも丁寧に誠実に説明をされて対応を求めて、差押えを解除、何とかしてくれないかということをお求められたんです。こういった様々な申し出があったんだけれども、そのことについてはもう一切取り合わなかったと。これが本当に丁寧に対応していると事務局長、また連合長がおっしゃっていたようなことになっているかといえば、私は全くそうっていないじゃないかと思います。これについてはいかがですか。



○議長（荒巻隆三君） 窪喜業務課長。

○業務課長（窪喜健二君） 山崎議員の御質問に答弁申し上げます。

個別の事例ではございませんでして、一般例ということになってまいります、事務所のほうから差押予告通知書などの催告文書を送付させていただいて、その後、御連絡をいただいで納税相談等を行う場合等ではありますが、先ほども答弁させていただきましたとおり、分割での納付とする場合におきましては、納期限内に納税いただいております納税者の皆様との公平性を欠くことのないよう、できるだけ早期に完納ということを目指していただくために、納税の優先というものをお願いしているところがございます、分納とさせていただく金額や分納の回数につきましては、安易に設定することなく収入や支出の状況、財産の状況などを十分に踏まえた上で納付の計画を立てていただいているところがございます。その上で、分割納付の開始の時には、納付中でありましても新たな納税ができる財産が発見された場合には、滞納処分の対象となることをお伝えさせていただいているところがございます、新たに納税ができる資力が発見された場合におきましては、その財産に対して滞納処分を行う場合もあるというところがございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 山崎匡君。

○山崎匡君 他の納税者の方との公平性というのは非常に重要なことだと思いますけれども、その以前に、先ほども何度もお答えになっておられたんですけれども、個々人の状況、特にこの事案については、コロナの特例なども含めて、皆さん大変厳しいというのはよく御存じのはずなんです。だから、公平と言うなら御本人の事情をしっかりと汲んでやっていくという、そのことも公平性の観点の一つですね。生活できないほど困っているのに、ただ単に公平にあなたは納税をしなさいということだけを求めていって、その方の生活が壊れてしまうというようなことになったら、これは何の意味もないじゃないですか。生活が壊れて滞納していた分であったり、本来納税すべき分が全くされなくなってしまうという可能性だってあるんです。

ところが、分割納付で額は少ないかもしれないけれども、そういったことができるということで、さらにそこから本人が差押えの後、申し出をして、借入れをしてでもいいから納税をする意思を示しているというようなことで、これはもう個々の案件ですけれども、やっぱりそれは丁寧に対応されているということにはならないと私は思うので、その辺りについては、あまり公平性ということだけを持ち出されるのであれば、それこそみんな一括で払ってしまったらええやないかということになってしまうので。業務の適正というのはもちろんあります。一定の法律や条例に基づいたルールがあるというのは、もちろんそうなんですけれども、その方の生活が壊れてしまうようなやり方をするというのではまた違うし、新たな資力が発見をされたということであれば、その新たな資力については、やはり本人にしっかりとお知らせをして、本人が知らなかったという今回のような事案が仮にあったとしたら、それについても、では、その資力について、今、差押えしたんだけれども、どうやったら納付につながるかと、完納していただくかということで丁寧に対応するというのは、もちろん当たり前のことだと思うんですね。

そういった事情がありました。結果として、私のところに相談に来られました。御一緒に機構の事務所に行って事情をお聞きをして、そしてお伝えをして、何とかならないかということをお相談に行ったんですよ。丁寧に。

ところが、法律で決まっている、この対応しかされなかったんですね。もうコロナで保険料が現年分は減免されていると、免除されているということもあったのに、そういった対応なんです。

保険の中身を見たら、私、ぱっと保険調書を出されたんで、それをどんな中身の保険なのかということをお本人に了承を得て見させていただきました。そうすると、積立型のものでありました。積立てた分から借入れできるというタイプの保険が今あるんですけども、そういったものだったんですね。そのことは職員の方は知りませんでした。私が説明をして、差押えを解除すれば、そこから借入れをしていただいても納付もできるのではないかと、こういうこともお伝えしました。御本人にも義理の兄に対してきっちりと相談をして、保険の取扱いなんかも含めて、そういった対応をできるのではないかと、御本人にも私も丁寧に御説明をさせていただいて、何とか差押えを解除してほしいと。それには換価の猶予というものが必要なんじゃないかと、換価の猶予によって差押解除できないかと、このようにお尋ねしたんです。

そうすると、換価の猶予は職員の方は不動産しか行えないんだと、これは法律で決まっていますと、私に明確に御返答されたんですよ。職員のこの方が言った、換価の猶予は不動産しかできないということは事実でしょうか。

○議長（荒巻隆三君） 窪喜業務課長。

○業務課長（窪喜健二君） 山崎議員の御質問に答弁申し上げます。

個別事例の相談の内容につきましてはお答えができませんが、一般的な制度の説明ということで答弁をさせていただきますと、まずは差押えとはあくまでも処分を禁止して換価できる状態に置くことを目的とする滞納処分の最初の手続きでございます。換価とは差押財産が金銭及び取立をする債権以外の財産である場合には、これを売却して金銭に換える処分ということでございます。換価の猶予の効果の一つといたしまして、差し押えております財産の換価の禁止ということがございますが、必要があると認めるときには、事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがある財産につきましては差押えを猶予し、または差押えを解除することができるということになってございまして、この差押えの猶予や解除することができる対象となる財産といたしましては、不動産のほかにも動産や債権といったものもございまして、換価の猶予の適用におきましては、既に差押えを行っている財産の種類によって適否が異なるということではございませんので、不動産以外の財産におきましても対象となるということでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 山崎匡君。

○山崎匡君 では、職員の方が換価の猶予、差押えの解除等ができるのは不動産しかないんだということをおっしゃったということは、これは一定間違いであったということになるんですね。

以前から機構の職員の方は専門性がある、また適正な業務執行を行っているということをこの議会の中でも答弁を繰り返し行われておられます。

ところが、今の機構の各地域の事務所、特に本部もそうですけれども、2年から3年で職員の方は入れ替わられると。各自治体から派遣をされている職員、課長の方のようなクラスを除くと、税関係の経験もないという職員もいらっしゃいます。

また、自治体の職員としてもごくごく短期間、わずかな経験しか積んでおられない職員の方も多くいらっしゃるということが私もお聞きをする中で実情だということが分かってきました。

先ほど言いました宇治市から問い合わせで御本人の状況を問い合わせただけけれども、それについては全然活かされていないというようなことで、これ情報の共有もなかなかできていないんじゃないかと。職員の方が交替をされる時にも、引き継ぎなど情報の共有もできていないのではないかとという問題があると私は思っています。機構は納税者の生活状況、先ほどもありました困窮の状況など全体を把握して納税につなげていくために、丁寧な徴収業務を行うんだということに常に気をつけて業務を進めておられると言うんですが、実際にはそうっていないんじゃないかと、こういう疑問がさらに深くなりました。職員の方の対応について、どこに問題があるというのは今回の個別事案で答えられないということはあるかもしれないですけども、こういった個別事案でなくて、例えば先ほどの認識間違い等の問題なんか、どこに問題があるのかということを考えているのか、またコロナの減収で困窮している府民の皆さんに対して、一番丁寧に対応が必要なそういった時期ですから、その時にそれができていなかったんじゃないかと思うんですね。職員の専門性に問題があるのか、また研修等のやり方に問題があるのか、業務の評価分析が行えていない、引き継ぎなどがうまく行えていない、こういったことに問題があるのか、実際どこに問題があって今回のようなことになったのか、職員個々人について、また組織のことについてどのようにお考えになっているのか、お答えいただけますか。

○議長（荒巻隆三君） 窪喜業務課長。

○業務課長（窪喜健二君） 山崎議員の御質問に答弁をさせていただきます。

さきに間違っていたのかという部分についてでございますけれども、個別事例の相談の内容については御説明できないということは繰り返し申し上げましたけれども、先ほど一般的な制度の説明ということをしていただいた中で、換価とは差押財産が金銭及び取立をする債権以外の財産である場合には、これを売却して金銭に換える処分と説明をさせていただきます。換価の猶予の効果の一つとしまして、差し押さえている財産の換価の禁止があることを御説明をさせていただいたところなんですけれども、この中にまた別途、国税徴収法の条文ということになってございますが、換価の禁止の例外を定めた条項というのがございまして、有価証券、債券等については第三債務者から給付を受けたときには、当該金額を徴収金に充てるという、換価猶予を受けていても徴収金に充てるという条項がございまして、この条項について説明をさせていただいたものではなかったかなと考えるところでございますが、ちょっとややこしい話になりまして恐縮ですが、そのような形なのかなと思うところでございます。

以下、御質問の職員個々人や組織のことにつきましては、業務課所管事項ではありませんので、事務局長から答弁させていただきます。

以上です。

○議長（荒巻隆三君） 山崎事務局長。

〔事務局長山崎隆一君登壇〕

○事務局長（山崎隆一君） 山崎議員の職員の納税者対応に向けての機構の取組について、答弁をさせていただきたいと思えます。

徴収業務につきましては、マンパワーによるところが多くございまして、職員個々の能力や資質の向上が重要となってまいります。先ほど新しい経験のない職員というお話がございましたけれども、令和3年度に新たに機構に派遣された職員のうち、税務経験がないという職員につきましては約半数ございまして、当機構におきましては新規派遣職員に対する基礎研修、またフォローアップ研修、あるいは徴収業務の遂行に関する専門的な知識習得の向上を図るという目的で行っておりますスキルアップ研修などを開催して受講させるとともに、各職場内の独自の実務研修等も行いながら、スキル等を磨く環境をこれまで整えてきたところでございます。

ただ、税務経験がない職員にとっては、こうした研修の受講のみでは当面の納税者対応が困難なことから、必要に応じて上司あるいは先輩が納税相談に同席するなどといった組織的な対応を行いながら、人材の育成に努めているところでございます。

先ほど情報の連携ができていないんじゃないかということもお話にございましたけれども、我々は、情報につきましては構成団体との共有も図っておりますし、個々の滞納事案に対するこれまでの記録というのものにつきましても、電算並びに文書で残しておきまして、次の職員に引き継ぐ形で対応しているところでございます。

こうした研修並びに執務の環境を背景といたしまして、構成団体から派遣された京都府並びに市町村の職員は、徴収業務基本方針にありますように、納税者の状況把握を行いながら、構成団体との連携を密にして適正な業務執行に努めているものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 山崎議員に申し上げます。質問時間があと2分ほどであります。御配慮願います。

山崎匡君。

○山崎匡君 御答弁いただきました、半数が税務経験のない職員の方がいらっしゃるというようなこと、改めてこれはもう少し見直していく必要があると思えます。

さらに、今、構成団体と十分に連携を図るというようなこと、これはいつも常に意識をされてこういった場でも御答弁をされるわけなんですけれども、今回は国民健康保険料現年分が免除になったというような重大な事態があったけれども、それについては情報提供を受けて、相談者の方、納税者の方から相談を受けてそのことも知った、宇治市からも問合せがあってそのことも知った、こういったことがあったのにも関わらず差押えまでしていると。それは本人は知らない財産だったんだから、当然本人はどうにもならないということを思って

いた。では、丁寧な対応したらどうなんだと言え、実際には最終的にどうなったかと言え、差押えが解除されたんだということをおっしゃいました。

先ほど少し業務課長がおっしゃった認識が私が間違っていたということであれば、それは私の間違いかもしれないですけども、差押えを解除できるというものには、当然今回の状況であるような保険という債権も含まれているわけですから、それは対応を、差押解除してくださいと求められたんだったら、様々な対応が十分にできたのではないかと思います。

納税は、機構の中で公平・公正に他の納税者の方とやっぱり公平な納税をしてもらうように業務を進める、これはもちろん大切なことですけども、生活困窮、今回のコロナの状況、特例適用なども含めて全体を把握して納税につなげるため、丁寧な徴収業務を行うということ常々言われているわけですから、やはりそこは滞納者に対して、滞納している者は悪なんだというような先入観が私はあるような気がするんですよ。これは私の個人的なものなので職員の皆さんに失礼にならないように、これは私のあくまでも個人的な認識ですので、今回の相談に行った場合の対応などを受けて、これは私が感じた感想ですので、それについては、この場合だけかもしれないし、常々は違うということは分かっておりますけれども、ぜひそういった対応に感じるようなことのないように、また徴収だけに特化したやっぱり税機構というその組織そのものが、先ほどの職員の方が税務経験のない経験の浅い職員の方だということも含めて問題があるのではないかと思いますので、ぜひそのことは改めて指摘をさせていただきたいと思ひますし、さらに丁寧に皆さんの状況に寄り添って対応していただくように求めておきたいと思ひます。

それを求めて私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（荒巻隆三君） 次に、光永敦彦君に発言を許可します。光永敦彦君。

〔光永敦彦君登壇〕

○光永敦彦君 京都府議会選出の光永敦彦です。通告により広域連合長等に質問をいたします。

最初に、持続化給付金の差押えの問題について伺います。コロナ禍が続きまして、昨年末の12月21日から始まった時短要請等については、今のところ8月31日までの間とされていますけれども、そのうち京都市内の飲食店等によりますと、3月22日から4月4日までの2週間しかフル営業できないという深刻な事態になっていて、なおかつ飲食店に酒類を提供している事業者や、さらにそれ以外の事業者等には、一定、月次支援金など新たにあるものの、感染力の強いデルタ株が蔓延しているという事態の下で、一層先行きの見えない状況が広がっております。こうした中、課税事務と徴収事務を所管する地方税機構が、福祉の増進を本旨とする特別地方公共団体として、そのあり方と、そして具体的な業務がどうあるべきか、私は今ほど検討する必要がある時はないというふうに考えます。そうした立場から2月議会では、基本的な姿勢について質問をさせていただきましたけれども、今回は決算も踏まえ具体的に数点お聞きをしたいと思ひます。

まず、今年の2月定例会で、持続化給付金を差し押さえた事案があったのかという私からの質問に対し、事務局長から、そういったものを含む預金を差し押さえたという事例がございますと答弁がありました。

しかし、件数は把握していないとのことであります。

本議会には昨年度決算が出された下で、持続化給付金を差し押さえた件数や金額が昨年度末でどうであったのか、またその特徴や課題を税機構としてどのように分析し受け止めておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

また、同様に時短要請協力金等についても差し押さえている実態があるのか、その内容や件数、金額についてはいかがでしょうか。

また、地方税機構として府民の暮らしや営業の実態を踏まえた特別対策がこの点で必要と考えます。その基本方針についてはいかがでしょうか。お答えください。

さらに、生活福祉資金貸付の緊急小口資金と総合支援資金につきましては、差し押さえている実態が同様にそれぞれあるのでしょうか。具体的に件数や金額も含め明らかにするとともに、税機構としての基本的考え方について、この点でも明らかにしてください。

次に、2月定例議会で徴収猶予のコロナ特例が適用されたり、あるいは滞納の減免等が不可で税機構に引き継がれていった場合に、職権による換価の猶予を基本としているとの基本姿勢を答弁で述べた上で、その時点では11月までで85件あるという報告がありました。先ほど一部答弁もありましたけれども、その後、1年間どういった対応がなされたのか、具体的にお答えください。

また、申請による換価の猶予の申請数及び件数、さらに換価の猶予申請したものの結果として職権による換価の猶予とした件数、これらはどうでしょうか。

また、それぞれ理由は何かお答えをいただきたいと思います。

次に、昨年7月から12月にかけて催告センターで実施している電話督促は、去年はコロナ禍の下、中止されたとお聞きをしております。今年度は昨年以上に第5波に加えコロナ禍が長引く中で、どういった方針で臨まれるのか、また令和2年度の収納率の状況については、コロナ禍の下でどうなったのか、またどう受け止めておられるか、お答えをいただきたいと思います。

最後に、令和3年度から京都市を除く市町村の償却資産申告書等の提出先が地方税機構とされ、事務の共同化が進められております。

一方で、固定資産税のコロナ減免が今のところ、令和3年に限り実施されることとなりますが、申請は市町村となっています。これにより利用者にかえって煩雑になり、相談についても情報共有に課題が起り得るのではないかと考えます。その実際について、お答えをいただきたいと思います。

○議長（荒巻隆三君） 山崎事務局長。

〔事務局長山崎隆一君登壇〕

○事務局長（山崎隆一君） 光永議員の御質問について答弁申し上げます。

まずはじめに、国や都道府県等が新型コロナウイルス感染症対策として給付する支援金や、貸付に対する差押えについてでございます。御質問の持続化給付金や緊急事態措置協力金等の時短要請に係る協力金などの支援金、また新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活資金の貸与でございます緊急小口資金でありますとか、総合支援資金につきましては、法令上、差押えは禁止されておられません。

しかし、当機構では、滞納処分に当たりましては、徴収業務基本方針に基づきまして、個々の滞納者の実情、また事案に即しつつ、法令に基づき適切に対応しているところでございます。

預貯金債権の差押えに際しましては、滞納者の現況を確認するため、支援金等の振込も含めて入出金の取引履歴を可能な限り確認することとしております。その結果、例えば預金口座への入金支援金等しかなく、その出金後はほとんど預金残高がないといったような場合ですと、差押えを保留することがありますし、反対に支援金等以外にも種々の入金があって、恒常的に一定の預金残高があるということでありましたら、差押えをさせていただくこともございます。

すなわち、私どもとしましては、支援金等を含めた個々の滞納者の資産の動き、またストックを見て差押えの判断をしているところでございまして、支援金や貸付金をあえて狙い撃ちするような差押えをしているわけではありませんので、令和2年度の預貯金差押えは約3,400件ございますが、そのうち支援金等を含むものは何件といった集計はしておりません。

次に、令和2年度の換価猶予の実績でございますが、適用者は先ほど最初に答弁させていただきましており、132人でございます。

なお、2月定例会でその時点の数につきまして答弁をさせていただいた時には、件単位で答弁をさせていただいておりましたが、これは適用者一人を1件という形で数えてお答えしたものでございますので、今答弁させていただいた状況のものと内容は一緒でございます。

また、換価の猶予を申請された方はございまして、全て機構の各地方事務所において納税相談をされる中で状況を確認して、職権で換価猶予を適用したところでございます。

次に、電話督促でございます。当業務は職員が専門的知識を要する業務に専念できるように実施してきたものでございますが、業務自体が庁舎内の限られたスペースにおいて、多数のオペレーターが連続的に架電するといった作業でございますので、密を避けるという感染防止対策を十分に講じることができないという事情から、令和2年度は中止したところでございます。今年度においても、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束しない状況を踏まえ、当面は電話督促を行わず、文書による催告後は各地方事務所個別に納付に向けた対応をしていきたいと考えているところでございます。

令和2年度の収納率の状況についてでございますけれども、これも先ほど答弁させていただきましており、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響等によりまして、現年課税分の新たな移管額が減少したことなどを受けまして低下し、2年連続の減少となったところでございます。

最後に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための措置に起因いたします償却資産に係る固定資産税の軽減措置と、償却資産に係る固定資産税の事務の共同化との関係についてでございます。

課税事務の共同化におきましては、課税権は構成団体に、課税事務は機構で行うすみ分けをしておりまして、償却資産に係る共同化では申告書の受付から課税標準額の算定までを当機構で処理いたしまして、課税権に係る賦課決定や税額の間合せ、また相談等につきましては市町村で行っております。よって、本軽減措置については、構成団体である市町村が対応

するという事となります。本軽減措置につきましては、当機構から市町村に対しまして問合せや申告書類の提出は市町村でございますよといった旨の周知、広報をしていただくようお願いをしておりますし、また実際に機構へ提出されてきた場合につきましては、直ちに機構から市町村へ申告書類を送付いたしまして、市町村で対応をいただいているところでございまして、納税者等との間で問題が起こったということは聞いていないところでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 光永敦彦君。

○光永敦彦君 それでは、数点再質問をさせていただきたいと思います。

最初に、3,400件の差押えの案件があって、そのうち各種支援金等の件数は集計されていないということでございました。もちろん答弁にもありましたように、通帳に振り込まれたことをもって、それを狙い撃ちして差し押さえるということはしてないの言うまでもないことです。しかし、そこには色がついておりませんで、結局振り込まれた結果、全体の資産、資金を見て差し押さえられる条件があるという判断をするのであったら、そういう意味では、もともと払える条件があるという方もおられるのかなというふうなことは想定されます。払える条件があるとまで言わなくても、ぎりぎり何とかやっておられる方だから、協力金などが入ってくる、あるいは緊急小口が入ってくる、それで一定、若干のぎりぎりだった人が少しめどが見えたという状況があるというふうに思うんですね。

したがって、それが振り込まれて、それを狙い撃ちにしてないけれども、もともとボーダーというか、ぎりぎり相談して何とかやってきた人が、振り込まれたことによって資産があるとみなされて差し押さえられるということになると、これは協力金だとか、総合支援だとか緊急小口は返さなきゃいけないお金になりますから、そういうことも含めてその性格とそれ自身を差し押さえてないかもしれないけれども、結果としてそこに影響を与える差押えになっているんじゃないかということはあるのではないですか。その点についてどういう認識なのかと。

と同時に、そういう性格だと私は思いますので、そういう意味では、何件そういうところがあったのか、あるいはそれ自身を狙い撃ちにしてなくても、それによって資産が一定あるというふうにならされて差し押さえたということについては、コロナ禍はこれで終わらないし、今後続く可能性もあるんだから、長引けばもっとそれは、そういうぎりぎりの人は増えるわけだから、そういう意味では、そこは過去これだけあったから問題かどうかという話じゃなくて、今後、続く可能性があるので丁寧な対応をするというふうにもこれまでも答弁があったんだけど、実際としてはこの3,400件のうち、どれだけそういう影響が出ているかについて事実として把握しないと、今後、丁寧な対応をする上で教訓にされないと思うんですね。だから、私はそれはちゃんとやるべきだと思うんです。その点、改めてお聞かせいただきたいと思います。

次に、差押えについてですけれども、2020年の11月19日に神戸地裁の伊丹支部で決定がありまして、少し紹介させていただきますと、兵庫県で飲食店を営む個人事業主さんが2020年9月1日時点で預貯金口座に499円残高があって、翌2日に持続化給付金で100万円が振り込



まれて、残高100万499円全額が差し押さえられるという事態がありました。これに対して債権者は、債権の原資は持続化給付金で差押えは禁止されるべきとして民事執行法第153条第1項によって差押命令の一部取消しを求めました。持続化給付金というのは、コロナ禍で深刻な影響を受けている方々に事業の継続を支えて、なおかつ再生の糧とするものだというのはもう言うまでもないと思います。

したがって、給付対象の個人事業者等に現実に確保されてこそ事業の継続が保証されるため、債権者の方が持続化給付金の支給を受ける権利を差し押さえることは本来予定はされていないものだというふうに考えます。持続化給付金の支給を受ける権利というのは性質上、差押禁止債権に当たると認めるのが、これはその意味で相当だというふうに思います。

もちろん、貯金や債権を差し押さえることが直ちに差押禁止に抵触するということにはなりませんけれども、差押禁止債権の範囲変更の申立てにおいて、その原資の属性が持続化給付金の支給を受ける権利であるということが認められれば、ほかに事業継続を支える財産や手段があることとその取消しを不当とする特段の事情がない限り、当該貯金債権に関する差押命令は取り下げがされるべきだというふうになっています。

これは持続化給付金のみならず、最初に幾つか質問させていただいて、再質問もさせていただいた幾つかのものについても同様の性格を持つものだというふうに思います。

先ほどは差押えの具体的な考えや件数についてお聞きしたんですけれども、この再質問については、今述べた神戸地裁の伊丹支部の判決について、突然のことで御承知ないかもしれませんが、御承知なのかどうか、広域連合としての認識はこの裁定についてはどうお考えなのか。私がこのような質問をするのは、今後の対応を考える上でこれまでの対応の総括、今後の在り方、これはすべきだというふうに思うんですけれども、どのように改善されるのか、これ2点目にお聞かせください。

もう1点、本人申請による換価の猶予について、先ほどの御答弁では申請はゼロだったという話だったと思います。本来、換価の猶予の制度が出来て、これ申請による換価の猶予って少ないんじゃないかなと思うんですけれども、このコロナ禍においてもやっぱり相談に訪れた方等が換価の猶予の申請をするということがいまだゼロというのは、これは何か理由があるんじゃないかなというふうに私は思うんですね。それはやはりほぼ知らない、御存じないんじゃないかと、まずは。例えば、地方事務所などにそういう制度があるよということをちゃんと示すべきだという論議をかつてしたことがあって、それはしていますという話だったと思うんですけれども、ただ単に案内していたらいいということではなくて、実際、訪れた方が御存じなければ、やはりそれはこういうことがあるんですよということを、一般的なことも含めて、まず知らせることが必要だし、相談に来られる前からもそういう制度があるんですよということは、催告の際などにもしっかりとお伝えする必要があると思うんですね。そういう対応に実際になってるのかどうか、その点は具体的にお聞かせいただきたいと思います。

さらに市町村から移管される場合に、例えば滞納による減免が不可の方については、相当せっぱ詰まった状態であるという方が非常に多いと思うんですが、市町村でも換価の猶予などについて、制度として説明がされるようになっているかどうかですね。地方事務所まで来

ていただく、あるいは連絡がない限りそのことには触れられない、あるいは来ても具体的な相談が始まらないと職権による換価の猶予しか示されないみたいなことになっていないかどうか、その辺りは事実としてお聞かせいただきたいと思います。

それと、もう1点は収納率についてです。収納率そのものは答弁にもございましたけれども、2年連続減少ということで、当然全体としてはコロナの影響が非常に大きいと。電話催告しなくても収納率が下がったとはいえ一定あるということは、その多くが結構小口で、そして言葉悪いですけれども、忘れていたとか、うっかりとしていたとか、ばたばた資金繰りなどでされていて払えなかったとか、そういう方が多いのかなというふうに思います。これは本当に真面目に納税しようという意思がある方だと当然考えるんですね。その点、実態はどうなのかということについて、事実としてお聞かせいただきたいと思います。

といいますのも、これ電話催告をしたから上がった、しなかったから下がったというわけでは私はないと思うんですね。やはり全体としてコロナの影響があって、そして文書催告でも電話催告でもやっぱりうっかりしていたとか、ぎりぎり忘れていたとかいう方が納付しようとしているというのが実態だと思うんですね。そうすると、電話催告を今年も基本されない。その理由はコロナ対策とおっしゃっていますけれども、だったら、これ電話催告、一生懸命するということについてどう考えるかということがあると思うんですね。要するに、払ってくださいというだけの電話になるわけだから、そういう点ではその実態としてどうなっているのかということですね。その辺りを具体的にお聞かせください。

もう1点は、納税者の負担の問題について伺います。コロナの減免の申請は当然市町村で、課税も決定されるのは市町村と。償却資産の申告についても、これまで市町村だったと思います。事務的な手続は答弁で御説明がありまして、それはそのとおりのなんだろうなというふうに思うんですけれども、今後もコロナの事態は続く可能性があって、また災害対応というようなことも当然起こり得ます。その上、償却資産の報告の事務経費は増額しているというのは決算見れば主要な施策にも載っていますし、構成団体の負担金にも影響が出ると。さらに、一旦申請された書類をもう一度市町村に返すだとかいう事務の手続も、先ほど説明あったとおり、またコストも時間もかかると。これは負担金という自治体側の問題とともに、本人さんにとっては申請は税機構事務所、そして相談は市町村、だけど申請した内容について相談するのは市町村だから、また書類が行ったり来たりするというようなことになると、結局、広域的にやったほうが便利だというのは、これ税機構側からの見立てで、実は利用者さんから言うと、こういうことが起こっていくと、長いコロナみたいなことが起こっていくと、結局身近で早く相談できて、実際の納税できたほうがよっぽどいいということになってくるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、いわば物理的、心理的な負担ですね。これについては、そういう面からも地方税機構は考えるべきだというふうに私は思うんですけれども、その点についてはいかがですか。

以上、お答えください。

○議長（荒巻隆三君） 山崎事務局長。

○事務局長（山崎隆一君） まず1点目の持続化給付金等の関係でございます。

先ほど差押え3,400件のうち、持続化給付金等の支援金ないし貸付等について、我々は狙

い撃ちしているわけではないので集計していませんというお話をさせていただきました。持続化給付金等を受けられるということは、一定収入が減ったり、また時短の要請に応じていただいているということですが、我々は、預金口座の資産の動き全体を見ながら差押えをしているわけで、その中には持続化給付金も含めた資産の流れもありますが、それ以外のストック、資力がどれだけあるかというところや他の預金口座の状況等も踏まえながら対応をさせていただいているところでございます。

あと、記録という点については、差押えをさせていただく上で、必要であれば、持続化給付金があったことについて記録は当然ですが、それはあくまで個々の対応においてしっかり残していくというもので、全体としてどれだけあったのかという集計はしておりません。我々としては、資産全体を見ながら差押えをさせていただくという考えでございます。

次に、神戸地裁のお話でございます。神戸地裁のほうで、持続化給付金の差押えに係る決定があったことは知っております。これにつきましては、個々の裁判の事でございますので、コメントをさせていただくことはございませんが、我々は先ほど申し上げましたように、持続化給付金は差押えの禁止財産ではないですけれども、機構としてはこれまでの基本方針に基づき、そういった状況も踏まえながら法律に基づき対応させていただくという考えがございますので、今後の対応におきましても、持続化給付金も含めた全体の資産のフローないしストックを見ながら対応させていただくという考えでございます。

次に、3点目の換価の猶予でございます。申請によるものはゼロでございます。我々は、納税の相談を受けた場合、その方の今の状況を把握するためにいろいろとお話を聞かせていただきます。その中で、財産の調査等もしながら大変厳しいなということであれば、申請ではなく職権で換価の猶予をさせていただくということをさせていただきます。申請となりますと、いろいろ納税者の方に添付書類をつけてくださいとか、証拠書類をつけてくださいといった手間をかけますし、明らかにこれはもう換価の猶予かなということであれば、我々のほうから換価の猶予を適用していく対応をさせていただいております。

知らないのではないかとございませぬけれども、これについては、今回、徴収猶予の特例というのがございまして、猶予期間が切れたらどうなるのかということがございませぬので、各構成団体のほうから徴収猶予の特例を受けられた方にお知らせをし、その際、既存の制度として徴収の猶予や換価の猶予についてお知らせをしているところでございませぬし、また我々機構としては、ホームページに換価の猶予の説明を上げて、出来る範囲の中で周知をさせていただいているという状況でございます。

あと、市町村で換価の猶予を知らせることになっていないのではというお話がございましたけれども、先ほど申し上げましたように、構成団体は、今回の徴収猶予の特例の関係もございませぬので、換価の猶予のお知らせをやっているらっしゃると認識しているところでございませぬ。

次に、収納率と電話催告の関係でございます。我々は、催告ではなくて電話督促という形で行っております。これは、先ほど議員がおっしゃられましたように、うっかりという話がございますので、我々は電話催告として納めてくださいということではなくて、主に現年課税分の30万円以下の小口のものを対象に文書催告をさせていただいた後、例えばその文書催告

があったこと自体忘れていませんかとかの対応をさせていただいているところでございます。これが収納率にどれだけ貢献するかにつきましては、なかなか推し量るものがございますので分かりませんが、我々としては、ここは収納率という意味よりも、納税者の利便性を図るという意味で、この電話督促というのは大きいものだと考えているところがございます。

次に、償却資産の共同化と、今回の固定資産の軽減措置の関係でございます。本人にとっては一般の申告は機構で、軽減は市町村だということで便が悪いんじゃないかというお話がございましたけれども、確かに申告を2か所に出していただくということはありますが、一方、事業者の方にとっては、償却資産をA市町村、B市町村、C市町村といろんなところに持っていらっちゃって、一つの市町村だけでなく複数の市町村に申告を出してもらわないといけないという方もいらっちゃいまして、そういったものを1か所で我々のほうで受け付けますといった形にしているのは、納税者の利便性が図られていると考えておりまして、そういった意味において、やはりこの償却資産の共同化というのは、納税者の利便性を図る重要な事業ではないかと思っているところがございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 光永議員に申し上げます。質問時間が残り3分ほどであります。御配慮願います。

光永敦彦君。

○光永敦彦君 それでは、最後にしたいと思います。

まず、持続化給付金等については、資金の流れを見てというのは当然だと思うんですが、その中で記録があるということですので、当然それについては今後どうしていくのかの材料にもなっていくかと思うので、ぜひ総括の上で少しまとめていただいたらどうかと思います。

神戸地裁伊丹支部の判決については、やはり性質上の差押禁止債権だというふうに行ったところが非常に大事だと思いますので、これは今までどおりやっていますという話じゃなくて、その判決が出た以上、京都地方税機構としても、そこはどうか考えるかについては、もう一度、徹底しておいていただきたいと思います。

あと、換価の猶予の申請については手続の話ではなくて、やっぱり進んで申請できる権利を保障するということが、これ税機構なり自治体の役割だというふうに思いますので、これについても知らせているとおっしゃっていましたが、やはりせっぱ詰まった方が来られた時に、もともと申請できるということで来られるということで、その結果として職権による換価の猶予にしたほうが、いわば提出書類等の関係で負担が少ないですよという場合はあるんでしょうけれども、もともと申請も何もないということであれば、そこはもう一度見直す必要があるんじゃないかなと思います。

あと、幾つか答弁の中で利便性の向上とおっしゃいましたが、例えば償却資産だつて三つも四つも市町村に分かれているという方も中にはおられるかもしれませんが、その方々が大勢かと言ったらそうじゃなくて、やはり地元の自治体にあるというのが普通多いと思うんですね。そういう意味では、何か部分をとって利便性だといって広域化するというので、かえってこのコロナのパンデミックや、あるいは災害みたいな時の対応で、相当、

心理的、物理的な負担が納税者にかかるということになってはいないかと、これは点検していただきたいと思います。

そして、最後になりますけれども、今、生活困窮者自立支援法に基づく自立支援制度というのが始まっています。これは社会保障制度各種や生活保護などセーフティネットの間に、制度の狭間に住民の皆さんが陥らないようにと、こういうふうを実施するものになっています。その中でその制度の趣旨、法の趣旨を見ていると、できる限り広く対応する、そのためにはアウトリーチがやっぱり必要なんだということも言われているんですね。法律的にはもう最後、生活保護しかないという段階から、支援制度、生活困窮者自立支援法が出来て制度の狭間にならないようにアウトリーチして、生活保護などに行かないようにするためにも、生活の支援をしていくんだということに法律の趣旨があるというふう考えた時に、では、本地方税機構がコロナ禍の下でアウトリーチして、そういう事態をつかむというわけには、当然、性格上いかないですよ。そうなってくると、まさに送られてきた方の対応にとどまらざるを得ないという、もともとそういう限界のある中で組織があるということをやっぱりよく自覚していただいて、私はずっと言っていますように、そういう地方税機構のあり方がいいのかということは言っていますけれども、少なくともそういう限界の中で対応しているんだったら、やはり情報も共有したり、より丁寧な対応をしたり、神戸地裁の判決なんかも踏まえた厳格な対応をしていただくように重ねて申し上げまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（荒巻隆三君） 以上で、一般質問を集結いたします。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第8「第1号議案」を議題といたします。

---

○議長（荒巻隆三君） これより質疑に入りますが、通告がありませんので、質疑を終結いたします。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、議案に対する討論に入ります。

通告がありますので、まず、山田千枝子君に発言を許可いたします。山田千枝子君。

〔山田千枝子君登壇〕

○山田千枝子君 ただいま紹介されました向日市議会選出の山田千枝子でございます。ただいま議題となっております第1号議案「令和2年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件」、この反対討論を行わせていただきます。

まず初めに、このコロナ感染によって多くの方々が亡くなられた、この方々に心から哀悼の意を申し上げます。

また、コロナ感染によって治療されておられる方々、この方々に対しても早く良くなられるように祈ります。

そしてまた、今、病院に入れず、そして自宅で余儀なく療養されておられる方々がきちっと治療ができるよう、そして早く治られるよう、このことも併せて申し上げます。

また、コロナ禍によって緊急事態宣言はじめ、まん延防止等重点措置地域などによって、税務行政及び本会議開催など、この困難な中、御努力いただいております職員の皆さんに敬意を申し上げます。

コロナの影響は今後も一層続く可能性があります。このコロナ禍により1年半に及ぶ戦後最悪のパンデミックとなり、社会経済に与える影響が大きく、感染症や感染拡大防止のための措置により多くの事業者の収入が減少しているという状況を踏まえ、令和2年度において徴収猶予の特例などの措置が講じられました。

しかし、いまだ経済状況が悪化し、これまでの社会や政治のあり方を大本から問うものとなっております。格差と貧困が一層広がり、府民生活は大変となっております。課税、徴収についても生活の実態から見て、より慎重に、丁寧に地方税機構が果たしていくのかも大きく今問われております。東京商工リサーチの想定では、2021年の企業倒産は1万件、休廃業・解散は5万3,000から5万5,000件としております。2020年の1月から12月までの休廃業企業は4万9,698件で、前年比14.6%増でした。これまで最多の2018年、4万6,724件を抜いて本当に増えています。そして、その想定も2021年度も増えようとしております。

このような状況の下で、まず最初に、令和3年度にも影響しているコロナ禍の中、早期にこの令和2年度に引き続き、令和3年度にも徴収猶予の特例措置を継続するよう国に強く求めていただきたいと思います。生活福祉資金貸付の緊急小口資金と総合支援資金の返済開始時期が、令和4年3月、半年余りすれば開始されます。返済資金のために必要な資金準備金の差押えはしないことも申し上げておきます。

令和2年の収納率は、コロナ禍にもかかわらず97.2%となっております。納税が困難なこういった方々への対応が、その立場に立ち分割納付など配慮がされていたのかなとも思います。

また、令和2年の緊急小口資金、総合支援資金である生活福祉資金の特例貸付や生活確保給付金の申請は、私のおります向日市でも非常に多くなっておりました。新型コロナ関連の経営破綻や廃業など京都府内はかつてない数であり、まださらに増えるとみられます。さらなる市町村とのきめ細やかなやり取りで徴収できなければ差押えありきでない対応と、今後の生活の見通しがつく対応を行うことも申しておきます。

2番目に地方税機構のあり方についてです。機構は、構成団体の法人関係税などの課税事務を共同で処理しておりますが、令和2年度から新たに固定資産税の償却資産の課税事務の共同化が開始されております。令和3年度は課税分の申告書などの受付、審査、課税データ作成業務も行っております。平成24年4月から法人関係税の申告書の受付、税額の算定、調査が始まって、平成28年4月からは、原付などを除く軽自動車税申告書などのデータ作成、また平成29年4月からは自動車関係税申告書等の受付、税額算定、調査など課税事務共同化が行われてきました。課税の自主権が構成団体にありながら、賦課徴収業務の一部だけを共同で行うということについては、これまでも多くの方々の問題とされてきましたし、私も同様に考えております。税務の行政は、地方自治体の根幹を成す業務です。国民健康保険料はじめ住民の健康と命に直結しているので、実態に合った丁寧な課税、徴収業務が必要です。

しかし、そのようになっていないということです。先ほど来の他自治体の選出議員による

質疑でも明らかになりました。これは税機構そのものが収納率を一番の目的とし、課税事務と徴収業務しか任務としていないという本質的な問題があるものだからです。

3番目に税機構の組織の問題です。自治体からの職員派遣は半数以上が税務の経験がないということですが、短期間で職員が入れ替わるということについては、本当に組織上、体制上も問題であると考えております。とりわけ、新型コロナの影響が広がっている中で、府民の生活を支えるため、どうしたら生活が再建できるか親身に相談に乗ったり、関係部署につながりなど、税機構の職員、市町村の税務担当者に徴税を含むスキルの向上や丁寧な対応がこれまで以上に求められております。課税業務の拡大と共同化を進めた結果、市町村の負担金は増え続ける一方で、市町村から税務行政のノウハウが失われ、職員の育成も難しく、総合的な行政を行う自治体の役割の低下となっているという問題は、地方自治体の本旨である福祉の充実が追いやられかねないことです。1年半を超えたコロナ禍という未曾有の危機的状況の下で、よりきめ細かく府民に寄り添った総合行政が重要となっております。税機構の構成団体である市町村の税務職員が、住民の生活状況を真摯に聞き寄り添うという、そういった仕事が今ほど求められている時はありません。身近な自治体で納税者の権利が守られるよう、税の課税や徴収の相談活動を行えるよう、税機構のあり方そのものを見直すべきであることを申し上げます。

そして、こういったことによって、今回の令和2年度の京都地方税機構一般会計歳入歳出決算の認定については、多くの問題を持っており反対とさせていただきます。

○議長（荒巻隆三君） 次に、山中一成君に発言を許します。山中一成君。

〔山中一成君登壇〕

○山中一成君 大山崎町議会選出の山中一成でございます。まず初めに、新型コロナウイルス感染症が急拡大する中、命を守るために昼夜を問わず、最前線の現場で御奮闘いただいている医療従事者の皆様、そして引き続き、感染予防の様々な取組に御協力をいただいている住民及び事業者の皆様に対して、心から感謝とお礼を申し上げます。

それでは、ただいま上程されております「令和2年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件」の議案について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大が、これまでの我々の生活や社会活動を一変させました。現在、ワクチン接種が順次行われており、収束に向けた希望の光もあるのですが、今なおこの感染症の先行きは見通せません。

また、国内外の経済は停滞し、京都府内の景気も緊急事態宣言の発出、延長等の影響もあり、大きく落ち込んでしまいました。現在、一部で持ち直しの動きがみられるとも言われておりますが、景気は依然として厳しい状況にあり、私の地元、大山崎のまちを歩いてみても、以前のにぎわいは感じる事ができない状況であります。これは税収の面から見ても給与所得の減少や企業業績の悪化など、個人・法人を問わず厳しく、加えて新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、徴収の猶予制度の特例等をはじめとする対応が講じられたこともあり、府内の地方自治体の令和2年度税収は厳しいものになるものではないかと思っております。

こうした中、令和2年度当機構の職務執行状況を見ますと、職員におかれましては、まず

納税者や職場での感染拡大を防ぐための窓口の亚克力板の設置や、ドアノブ等の不特定多数が触れる箇所の毎日の消毒、そして業務では構成団体からの案件移管時、催告時、そして納税相談時に、これまで以上に滞納者の状況確認を丁寧に行う必要があるなど、仕事を進める環境が今までより、より厳しくなったとのことであり、関係各構成団体から派遣された職員懸命に職務に取り組む、その頑張りは感謝を申し上げる次第であります。

また、滞納整理に当たっては、この感染症の影響により厳しい状況に置かれた納税者に対する柔軟な対応はもちろんです。反面、この状況下でも多くの納税者が遅滞なく納税されていることから、個々の事情は踏まえつつも、関係法令に基づき適正な執行を行い、令和2年度も納税移管額の半分を徴収して、構成団体の税収を確保し、そして何よりも納税秩序の維持向上を図られていることは評価するものであります。

加えて、令和2年度の決算の内容は、監査委員の意見書にありますように、各種事業を実施するための必要な歳出を、各構成団体からの負担金を用いて適正に執行されているものと考えております。地方自治体は今後も厳しい財政状況の中、感染症収束への対策はもちろんのこと、経済の回復や高齢化、少子化の社会の到来、あるいは頻発する自然災害に向けて地域の実情に応じた対策を引き続き進めていかなければならず、そのための財源確保は重要であり、そうした点においても当機構は、今後もさらに効率的で公平・公正な税業務を進めていただくことをお願いいたしまして、本議案に対する賛成討論とさせていただきます。

○議長（荒巻隆三君） 以上で、討論を終結いたします。

---

○議長（荒巻隆三君） これより、第1号議案「令和2年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件」の採決に入ります。採決は挙手により行います。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（荒巻隆三君） 挙手多数であります。よって、第1号議案は原案どおり認定されました。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第9「選挙管理委員及び補充員の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118号第2項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（荒巻隆三君） 御異議なしと認め、さように決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（荒巻隆三君） 御異議なしと認め、さように決定いたします。

なお、指名は委員及び補充員の2回に分けて行います。

まず、委員に、坪内正一君、荘司泰男君、松岡保君、角替豊君、以上の4人を指名いたします。



お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4人を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（荒巻隆三君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4人が選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員に、多賀久雄君、河合良治君、中島則明君、大里茂美君、以上の4人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4人を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（荒巻隆三君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4人が選挙管理委員補充員に当選されました。

お諮りいたします。補充員の補充の順序は、ただいまの指名の順序とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（荒巻隆三君） 御異議なしと認め、さように決定いたします。

---

○議長（荒巻隆三君） 以上で、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。これをもって、本日の会議を閉じ、令和3年8月京都地方税機構議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後4時06分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

京都地方税機構議会議長 荒巻隆三

会議録署名議員 福井英昭

同 山内実貴子